

令和7年度 第 KJ32-901 号 滋賀県企業庁水道 DX 推進支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するために定める。

1 業務の概要

(1) 名称

令和7年度第 KJ32-901 号 滋賀県企業庁水道 DX 推進支援業務

(2) 業務の目的および内容

別紙 特記仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日(金)まで

2 予定価格

9,724,000円（消費税および地方消費税を含み、税率は10%とする。）とする。

3 日程

公募開始（質問受付開始）	令和7年9月9日（火）
質問の受付期限	令和7年9月18日（木）
質問の最終回答	令和7年9月22日（月）
応募申込書・企画提案書等提出期限	令和7年9月29日（月）
審査会の開催	令和7年10月7日（火）
審査結果通知の発送	令和7年10月10日（金）頃

4 参加資格

次の(1)または(2)に該当すること。

(1) 次のア～エを満たす者。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

エ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目

大分類：「役務」

中分類：「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (2) 複数の事業者による共同事業体であり、上記(1)ア～エを満たす事業者により構成されていること。ただし、共同事業体が相互に契約や協定の締結等を経て設立されたものであること。この場合、共同事業体の設立に係る契約書や協定書等の写しの提出を求める。

## 5 説明会

説明会は開催しない。

## 6 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者等は次の(1)～(5)の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

- (1) 公募型プロポーザル応募申込書 正本1部

様式1により提出すること。応募者の概要を記載すること。

- (2) 企画提案書 正本1部、副本5部

ア 別添特記仕様書に記載の条件を満たし、かつ当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。

イ 以下の内容を記載すること。

- ① 業務の取組方針について

a 業務に対する基本的な考え方、手法、工夫する点およびスケジュールを明確にした業務の取組方針を記載すること。

- ② 実施体制等について

a 責任体制、連絡調整者、担当者等体制、役割分担等について記載すること。

共同事業体として入札参加する場合は各事業体が担当する主な業務内容について記載すること。

b 同種業務の実務経験、上水道に関する知識、資格等を有する人員を配置する場合は記載すること。

- ③ 水道DX推進支援の方法について

a 水道DX推進支援および施策の選定の具体的な方法を記載すること。

- ④ 水道DX実装に向けた計画策定について

a 検討、分析した結果について計画書案の策定方法を記載すること。

ウ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

エ 装丁は、A4 サイズ(縦横および白黒カラーは不問)とすること。

オ 頁数は、15頁以内(文字サイズ11ポイント程度、表紙は含まない)とすること。

カ その他（本事業の目的等のために必要と考えられる事項）

(3) 経費概算見積価格書 正本1部、副本5部

仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税の税額を明示すること。

(4) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合）1部

なお、共同事業体で入札参加する場合は、代表となる事業者1者を設定し、当該代表事業者が有する以下の資料を提出することができる。当該代表事業者以外の事業者による提出は認めない。

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則を労働基準監督署へ届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し、障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、その申立書、しが障害者施設応援企業の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し、または障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書（労働局発行）の写し

オ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、その認証通知の写し、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書（労働局発行）の写し

カ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、その認証証・登録証の写し

(ア) 国際標準化機構が定めた企画ISO14001に適合している旨の認証

(イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録

(ウ) 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

(エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(5) 共同事業体の設立に係る契約書または協定書等の写し

（共同事業体で入札参加する場合）

## 7 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和7年9月18日（木）17時まで ※必着

## (2) 質問方法

様式2の「質問票」により、メールまたはFAXで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した事業者等は、その旨を必ず電話で連絡すること。

## (3) 質問に対する回答

質問票の提出のあった者へメールまたはFAXで回答するとともに、令和7年9月22日(月)を目途に、質問およびその回答を滋賀県企業庁ホームページで公表する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kigyou/>)

なお、回答に対する質問は受け付けない。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和7年9月29日(月)17時まで ※必着

### (2) 提出方法

下記「12.書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土・日・祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、令和7年9月29日(月)17時必着とする。なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

## 9 審査および委託業者の選定

### (1) 選定方法

企業庁が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

### (2) 審査会

審査会は滋賀県企業庁経営課、施設整備課、浄水課、および庁外の職員5名で構成する。審査会では、企画提案者による企画提案書等にかかるプレゼンテーションを行うこととする。なお、プレゼンテーション会場においてはパソコン機器の使用は認めない。なお、Zoomの「Zoom」ミーティングをして審査会参加を希望される場合は提案者側に必要な機材等は提案者で用意すること。

### (3) プレゼンテーション審査の日時

審査会は令和7年10月7日(火)午後、滋賀県企業庁内会議室(野洲市吉川3382)にて行う。詳細な時間は、企画提案書等提出者に別途通知する。

### (4) プレゼンテーション審査の審査方法

事業者等から提出された企画提案書等およびプレゼンテーション、質疑応答により、以下の審査項目について「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける(5:十分満たしている、4:ほぼ満たしている、3:普通である、2:やや不足している、1:不足している)。プレゼンテーションの時間は15分以内、質疑応答は10分以内とする。

「5」の評価については、各審査項目において最も優れている企画提案書等にのみつけることができるものとする。

見積価格の評価点については、予定価格の80%未満は15点、80%以上85%未満は12点、85%以上90%未満は9点、90%以上95%未満は6点、95%以上同額以下は1点とする。

審査項目	重みづけ	評価点
①業務の取組方針について ・発注者の意図を理解し、目的に沿った提案となっているか。 ・業務の流れがわかりやすく説明されているか。 ・業務効果を高めるための独自の工夫が提案されているか。	× 3	15
②実施体制等について ・本社等のバックアップ体制、監督体制等は適切であるか。 ・本業務と同種の業務や関連性のある業務の実務経験または上水道に関する専門的知識、経験、資格等を有する人員を配置して業務を執行する方針であるか。	× 3	15
③水道 DX 推進支援の方法について ・滋賀県企業庁の業務内容を理解した支援であるか。 ・水道事業の DX 推進に係る情報をどのように収集し、具体的に実装できる提案となっているか。 ・明確で効果的な手法による現状の評価分析、課題整理が期待できるか。 ・新たなデジタル技術を活用した施策の選定について効果が見込まれる有効な提案ができるか。	× 7	35
④水道 DX 実装に向けた計画策定について ・検討、分析した結果について、構成や枠組み、論理展開の整理を行い計画書案の作成ができるか。 ・報告書は、記載事項の整理やデザイン等が整えられ、活用し易いものであるか。	× 4	20
⑤見積価格について ・経費節減を意識した見積金額が提示されているか。		15
計 (A) (満点)		100

なお、社会政策推進に配慮した取組および県内事業者優先の観点からの評価について、上表の計 (A) に下表のとおり1点ずつ加算するものとする。

審査項目		評価点
①	社会政策	
	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか	1
	・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
	・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している ③しが障害者施設応援企業の認定を受けている ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている	1
	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか ①国際標準化機構が定めた企画ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
②	県内事業者優先	
	・県内事業者であるか	1
計(B) (満点)		7

審査委員の採点を集計し、評価点の総合点が最も高かった者を本業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点が満点の5割未満の場合は、契約予定者とししない。また、総合点と同点の事業者等が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者として選定する。

(5) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

## (6) 契約の締結

プレゼンテーション審査会で選定された契約予定者は、企画提案内容をもとに発注者と業務内容について協議を行い、正式な見積書を提出すること。この額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費などについて条件を付すなど変更する場合がある。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。

## (7) その他

契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内(土・日・祝日を除く営業日)に「様式3」により、「12 書類の提出先および問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求められることができる。

説明をを求める書面を受け取った日から起算して5日以内(土・日・祝日を除く営業日)に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

## 10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) 見積金額が「2. 予定価格」に記載の予定価格を超えるもの。
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

## 11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、修正、差し替え等は認めない。
- (2) プレゼンテーション審査会への追加資料の持込みは認めない。
- (3) 提出されたすべての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) この公募型プロポーザル参加にかかる報酬はない。また、公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者等の負担とする。
- (5) 委託料の支払いは、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (8) 書類作成時に入手した参加者独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

## 12 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県企業庁経営課計画管理室 吉川、中嶋

〒520-2401 滋賀県野洲市吉川 3382 TEL：077-589-4585 FAX：077-589-4715